

令和2年度「地域における地球温暖化防止活動促進事業」Q&A

2020年5月1日公開

2020年5月13日更新

※**朱色**の項目については更新しております

1. 指定自治体による補助事業評価について

Q1	指定自治体による評価方法について、改めて教えてください。
A1	令和元年度の補助事業者は、今年度の応募申請書類として、指定自治体による評価を文書で提出していただく必要があります。環境省から指定自治体あての事務連絡（令和元年11月6日付、全国ネット経由で地域センターにも参考送付）に記載のとおり、地域センターより、指定自治体に対して令和元年度の本補助事業実績報告書を提出し、指定自治体における政策評価方法等を参考とした評価を依頼し、その結果を文書により受け取ってください。
Q2	指定自治体による評価は、いつ・どのように提出すればよいでしょうか。原本を全国ネットに提出するのでしょうか。
A2	応募申請時：【様式第1応募申請書】5. <u>その他参考資料</u> に記入いただいた書類及び指定自治体による評価は、データをEメールにて送付してください。 交付申請時：【様式第1交付申請書】5. <u>その他参考資料</u> に記入いただいた書類及び指定自治体による評価は、紙媒体を郵送にて提出していただきます。自治体評価は各センター宛の書面になっているかと思しますので、写し（コピー）を郵送してください。
Q3	指定自治体による令和元年度補助事業評価の評価者は担当部局等の責任者でも可となっていますが、次年度の評価者の想定を教えてください。
A3	指定主体が評価するという趣旨のため知事や市長等になります。 指定自治体による評価の提出は初回であり、今回提出される評価や意見を踏まえて検討いたします。
Q4	次年度の指定自治体による評価は、統一的な評価になるのでしょうか。
A4	指定自治体による評価の提出は初回であり、今回提出される評価や意見を踏まえて検討いたします。
Q5	環境省からの事務連絡に、『各指定自治体における政策評価方法等を参考として、書面にて事業評価』と記載があり、指定自治体から、事務事業評価プロセスに組み込んで評価していると連絡がありました。4月中に部局長の承認を得て、7月に首長名にて最終結果を公表予定とのこと。応募申請時にはどのように報告すればよいでしょうか。
A5	事務連絡は、あくまで手法を参考にさせていただきたいという趣旨であり、必ずしも既存のプロセスに載せることを意図しておりません。今年度の応募申請に際して、切り離して評価することが難しい場合は、4月の応募申請時に提出いただく指定自治体による評価は、部局長名のもので問題ありません。評価文書に但し書きとして、首長名による最終評価は後日公表予定と記載してください。

2. 採択審査について

Q1	公募要領 5 ページの「4. (2) 審査ポイントのウ」において、事業効果の目標設定に当たり「PDCA を活用し前年度より高い目標を設定すること」が示されています。昨年度より補助金所要額が減る場合は、その比率を基に前年度目標を調整して評価されるのでしょうか。
A1	申請金額（補助金所要額）による調整はいたしません。

Q2	公募要領 5 ページの「4. (2) 審査ポイントのオ」において、5 つ示されている加点条件の内の 1 つ目に、購買選好の変化等、「持続可能な社会づくりに向けた、効果的かつ自発的な行動変容やワークスタイルの選択を促す普及啓発テーマとする事業が含まれていること」とあります。これは「対象となる補助事業の内容及び要件」として同 1 ページの 2 の 2. (1) イの 2 文目で示されているものと同内容で、そもそも事業要件であると考えられますが、同文には別の要素が含まれているのでしょうか。
A2	同文は同義ですが、購買選好の変化といった、より具体的な行動変容の実現が見込まれるものを加点対象としています。

3. 応募申請書類の提出について

Q1	応募申請書類として、紙媒体の提出も必要でしょうか。
A1	原則、E メールにて電子データでの提出となりますが、【様式第 1 応募申請書】の押印版、【様式第 2 実施計画書】【様式第 3 経費内訳】は、郵送にて紙媒体での提出も必要となります。その他の資料（公募要領 9 ページの (1) 応募申請書類 エ〜ク）については、紙媒体の郵送は不要です。 ※採択後の交付申請時は、添付資料についても紙媒体での郵送が必要になります。

Q2	公募要領 10 ページの「5. 応募申請方法等」に関して、応募申請時には書類一式の郵送と、一部資料の E メール提出が必要とされていますが、緊急事態宣言の延長を受け、郵送が困難な場合の措置を教えてください。
A2	応募申請書類は、電子メールと郵送にて期限までに提出することとしていますが、この度の緊急事態宣言の延長を受け、郵送の手続きが困難な場合は、電子メールによる提出のみを期限までをお願いします。郵送による追加提出は、できるだけ速やかに、期限は交付申請時の前までとします。なお、後日、適切に必要な書類が郵送されない場合は、採択結果の変更もあるのでご注意ください。 ※電子メールでの提出時点では、様式第 1 応募申請書の押印は必須ではありません。

4. 実施計画書の作成について

Q1	公募要領「補助金の応募申請をされる皆様へ」の「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」において、イベント形式によらない普及啓発の方法として「WEB や地域メディア等を活用して体験型の要素を組み入れる等の工夫をしたもの」を推奨とありますが、WEB や地域メディア等に「体験型の要素を組み入れる」とは、どのような提案を想定していますか。
A1	例として、WEB を活用した研修や講座で、参加者からの発言や参加者同士が意見交換できるもの、二酸化炭素排出抑制に資する家庭で取り組めるチャレンジ票などのツール作成・掲載、地球温暖化対策に関する情報を地域メディアを利用して配信しそれに対する市民の反応を集め分析するなど、単に情報を掲載・発信するだけでなく、参加者自身が手を動かす、活動に関わることでできる提案を想定しています。

Q2	今年度事業で COOL CHOICE の啓発を行う際、「国民運動」である旨を表現することに問題はありますか。
A2	問題ありません。

Q3	公募要領 1 ページの「 2. (1) イ」において、「持続可能な社会づくりに向けた、効果的かつ自発的な行動変容やワークスタイルの選択を促す取組の拡大・定着を図る内容」が含まれていることを要件として示されていますが、「ワークスタイルの選択」については、どのような提案を想定していますか。
A3	普及啓発テーマ・訴求手法を既定の分野以外にも提案できるよう、持続可能な社会づくりに向けた効果的かつ自発的な行動変容やワークスタイルの選択を促す取組の拡大・定着を図る事業を補助対象とすることになりました。 ワークスタイルの選択の例として、テレワーク・ワークライフバランス推進といった働き方改革の視点と合わせた地球温暖化対策等や、人口減少や国際化・ICT の発展などと組み合わせた地球温暖化対策に資する提案等を想定しています。

Q4	申請書①【広報・啓発活動】にある <u>実施日欄</u> はどのような場合に記載するのでしょうか。
A4	同一事業内で、同一の内容・場所において複数日実施する場合のみ記載してください。

Q5	申請書〈事業の効果〉にある <u>COOL CHOICE 賛同数目標</u> は、【①広報・啓発活動】に係る合計を指しているのでしょうか。
A5	申請書では、COOL CHOICE 賛同数目標は、【①広報・啓発活動】に係る合計のみが自動で計算されますので、これに係る根拠を記載してください。

5. 経費内訳の作成と経理処理について

Q1	WEB 配信などで行う事業等で発生する講師謝金を計上することは可能でしょうか。
A1	計上は可能です。実施計画書に事業等を記載し、各センターの規定に沿って計上してください。

Q2	WEB 会議ツールを新たに契約した場合、その使用料を計上することは可能でしょうか。
A2	本補助事業のみに使用する場合と、他事業と共同で使用するものであってもその費用区分を明確にできる場合は、計上可能です。

Q3	WEBサイトを開設する際の費用を計上することは可能でしょうか。
A3	WEBサイトそのものを新たに作成する費用やWEBサイトの年間保守費用は本事業での計上はできません。サイトの増設（サーバー容量アップ）は、サイト開設（立ち上げ）と同等になりますのでサイトの増設も含めて、インフラ整備は計上できません。 現在公開しているWEBサイトに、本事業に沿ったコンテンツを掲載するために行うページ修正等の費用は計上可能です。また、コンテンツ作成費用の計上も可能です。雑役務費にて計上してください。

Q4	感染症予防の観点から、事業ごとに対応策や代替手段を記載することになっていますが、応募申請時の経費計上はどのようにしたらよいのでしょうか。
A4	対応策に係る経費は、実施可能性が高い必要経費として計上してください。代替案については、応募申請時点では、その内容及び概算経費は検討していただきつつも、応募申請書類内の必要経費としては計上せずに、代替案の検討状況に応じて、実施内容や経費の増減等をご相談ください。

Q5	公募要領1ページの「3. 留意事項1」において、事業計画及び実施に当たっては感染症拡大予防に係る具体的な対策を講じることとされていますが、対策に係る費用は補助対象になりますか。 例：スタッフや啓発対象者が使用するマスク、消毒薬などに係る消耗品費等
A5	本事業に専ら使用するものであれば、計上は可能です。

Q6	今年度の補助率は9割となりますが、自己負担の1割の計上の際に気を付けることはありますか。ノベルティの購入や、コピー機トナーやプリンターインクなどの事務用品の購入等は可能でしょうか。
A6	自己負担分も、本事業にて計上可能な内容に限ります。また、精算時は自己負担分の請求書、領収書の提出も必要になります。

Q7	切手と印刷費の計上にあたり注意点を教えてください。
A7	・切手については、精算時に使用目的の記録と領収書の添付が必要です。 ・印刷費は、実際に配布・活用したものが計上の対象となります。残部がある場合はその分の計上はできません。

6. 補助金申請額の算定方法について

Q1	指定自治体の区分に応じた額（都道府県：425万円、政令指定都市：425万円、中核市：325万円）は、応募申請額の上限でしょうか。
A1	指定自治体の区分に応じた額は、申請額の上限ではありません。申請額は、各事業の必要額を算出してください。 また、今年度より特別提案事業に採択された場合、これを実施するための経費（最大85万円）が基準額に加算されます。

7. アンケートについて

Q1	昨年度の会場アンケートと今年度の会場アンケートの違いはありますか。
A1	省エネ家電利用意向実態アンケート、自動車利用状況実態アンケート、住宅の購入・リフォーム意向実態アンケート、宅配便の利用実態アンケートに加え、エコカー購入意向実態アンケートと環境意識に関する実態アンケートが追加されました。
Q2	「環境意識に関する実態アンケート」は、「クールビズ、ウォームビズ、地球温暖化」のテーマを実施する際に使用することでしょうか。また、イベントでの啓発活動以外に、セミナーを開催する場合も使用の対象となりますか。
A2	このアンケートを使用するテーマは限定されません。事業の効果を測定するツールの一つとして活用をご検討ください。また、イベントだけでなく、セミナー実施時でもテーマに応じてアンケートを活用してください。アンケート文中で「イベント」と記述されていますが、セミナー等も含まれます。
Q3	会場アンケート様式の加工は可能でしょうか。
A3	既存の設問は加工せず、新たに設問を追加することは可能です。
Q4	アンケート回収数の目標値および実績値は、独自アンケートの回収数も含めて記載すればよいでしょうか。
A4	応募申請書には、独自アンケートの回収数も含めて記載してください。
Q5	訴求手法の категорияにて情報発信型（受動型）のラジオに該当する事業については、アンケート調査会社等を活用したインターネットアンケートによる検証結果を令和2年12月までに全国ネットに提出することとなっていますが、該当事業は検証結果の提出を含め12月までに完了させるということでしょうか。
A5	検証結果の提出を含めて、12月末までに完了させてください。

8. その他

Q1	今年度は、新型コロナウイルス感染防止対策の実施等で、計画通りの実施が難しくなることが懸念されますが、計画通りの実施ができない場合、準備に要した費用は請求できませんか。
A1	今年度の補助事業では、特に新型コロナウイルス感染症の防止対策の観点で計画を検討していただくことをお願いし、留意事項としても具体的対策や代替手段等の対応の記載をお願いしています。計画の実施時には、想定外の災害や突発的な事象等により計画変更が必要になる場合はあると考えます。 計画変更は、公募要領7ページの「(7) 補助事業の計画変更」の手続きが必要となります。計画の変更に係る準備の内容や成果が、補助事業の目的に沿ったものと認められれば、それに要した費用は補助対象となります。また、計画変更の承認に当たっては、変更理由の妥当性や変更内容が補助事業の目的に沿っていることが審査されます。
Q2	うちエコ診断を補助事業としてできないでしょうか。
A2	うちエコ診断の診断費用（診断謝金）を、補助対象経費として計上することはできません。家庭における地球温暖化対策を普及啓発するツールの一つとして、活用していただくことは可能です。

以上